

憲 法 (配点 60 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

M (男性) と F (女性) は、婚姻に際し、婚姻後に氏を変更したくないと考えて、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載して婚姻の届出をしたところ、A 市長は、夫婦同氏制を定める民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号 (以下「本件各規定」という。) に違反することを理由に、上記届出を不受理とする処分をした。

M と F は、この処分が不当であるとして、家庭裁判所に不服の申立てをし、本件各規定の憲法適合性について、次のように主張した。

主張① 本件各規定によれば、婚姻をするためには、二人のうちの一人が氏を変更するほかに選択の余地がなく、M と F のいずれかは婚姻前の氏を維持することができない。このことは、憲法 13 条に違反する。

主張② 本件規定は、96%以上の夫婦において夫の氏を選択するという性差別を発生させ、ほとんど女性のみにも不利益を負わせる結果を生んでいる。このことは、憲法 14 条 1 項に違反する。

主張③ 本件規定が存在することによって、当事者の双方が共に氏を改めたくないと考えた場合には、M と F は両当事者の自由な意思決定によって婚姻をすることができない。このことは、憲法 24 条に違反する。

【設問 1】 (配点 15 点)

「夫婦の氏に関する法制度については、国民的議論、すなわち民主主義的なプロセスに委ねることによって合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるべきであるから、国会に広い立法裁量が認められ、裁判所は、それを踏まえて、本件各規定の憲法適合性について判断すべきである。」という見解の当否について論じなさい。

【設問 2】 (配点 45 点)

上記主張①ないし主張③を踏まえて、本件各規定の憲法適合性について論じなさい。

<資料>**○民法** (明治 29 年法律第 89 号)

(夫婦の氏)

第 750 条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

○戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号)

第 74 条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 その他法務省令で定める事項

以上